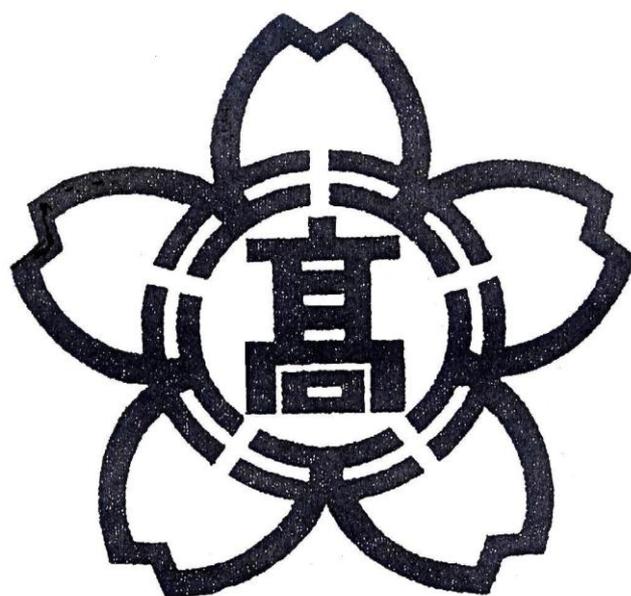


学校いじめ防止基本方針



熊本県立天草高等学校

全 日 制

平成27年7月

目 次

1	いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
2	いじめの定義	2
3	学校におけるいじめ防止等の指導體制・組織的対応等	2
	(1) 組織図	3
	(2) 役割	3
	ア いじめ防止対策委員会	3
	イ いじめ防止対策委員会（拡大委員会）	4
	ウ いじめ問題対策部会	4
4	年間計画	5
	(1) いじめの未然防止の取組の概要	5
	(2) いじめの早期発見の取組の概要	6
5	いじめに対する措置（いじめ問題対策マニュアル）	7
	(1) 発見されたいじめ事案への対応	7
	(2) いじめ問題対策マニュアルの概要	7
	ア いじめが疑われる場合	7
	イ いじめ状況の場合	8
	ウ いじめ状況への組織的対応	9
	（ア）いじめ防止対策委員会	9
	（イ）いじめられている（被害）生徒への対応	9
	（ウ）いじめている（加害）生徒への対応	10
	（エ）いじめている生徒保護者への対応	10
	（オ）周囲の生徒集団（観衆、傍聴者、全校生徒）への対応	10
	（カ）ネット上のいじめへの対応	11

6 重大事態への対処	1 2
（1）重大事態の意味	1 2
（2）重大事態が発生した場合	1 2
（3）調査を行うための組織（対応組織）の取組	1 2
（4）事実関係を明確にするための調査	1 3
（5）その他留意事項	1 4

付録 熊本県高等学校「いじめを許さない」宣言文	
-------------------------	--

熊本県立天草高等学校いじめ防止基本方針

平成27年4月1日

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

本校は、三綱領（正大・剛健・寛厚）及び教育スローガン「求学志成」のもと、個性豊かな人材の育成と規律ある活気溢れる学校づくりを目指している。

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくりあげていくかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である、という認識のもと、いじめから子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない」との意識を、生徒、教職員、保護者等学校全体を含めた社会全体で高めていくことが必要である。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、日々のさまざまな活動に一意に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するために「天草高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) いじめの未然防止のために重視する観点

ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する等生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ ストレスに適切に対処できる力を育むことで、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

エ 地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(3) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するように努める。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守るように努める。

(4) いじめへの対処

人命尊重を第一義とし、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域その他の関係者と連携して、いじめの問題を克服する。

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、生徒たちの健やかな成長を促すため、学校評議員会等がいじめの問題について協議するなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号）

具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 学校におけるいじめ防止等の指導體制・組織的対応等

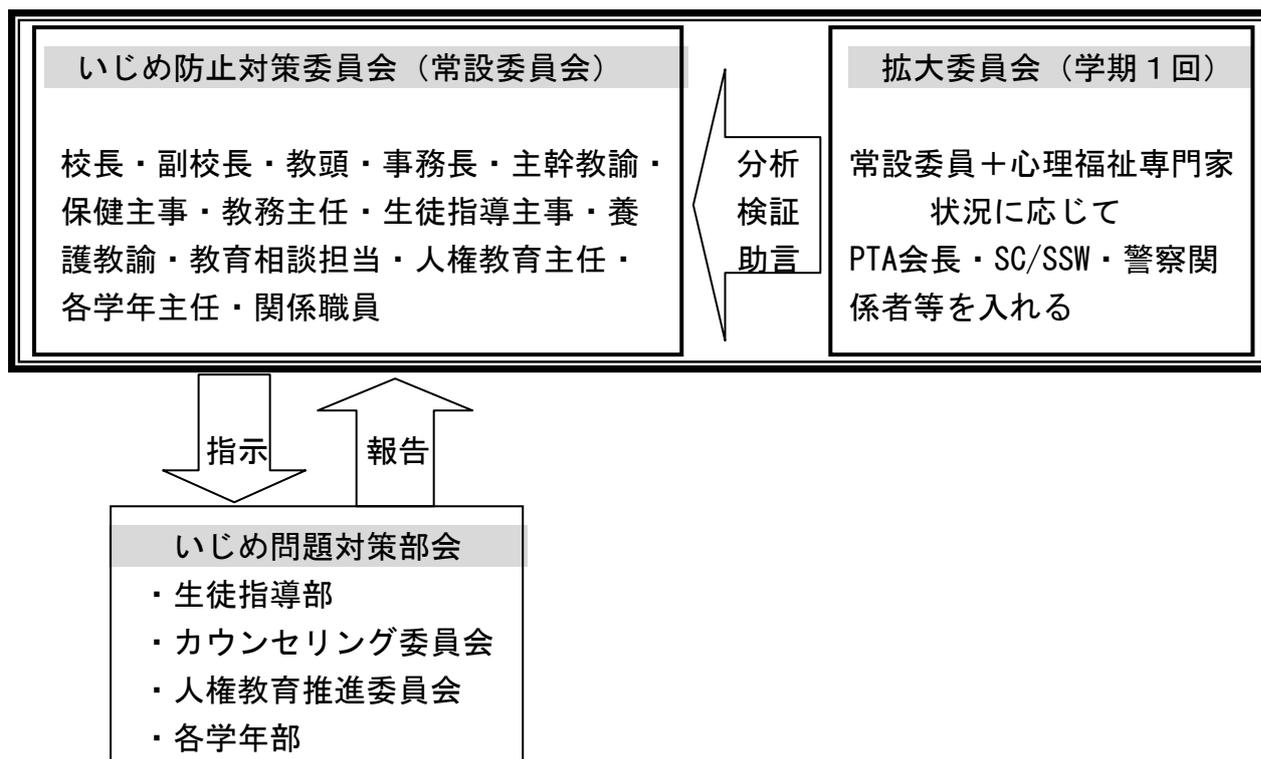
いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される組織「いじめ防止対策委員会」及び「いじめ防止対策拡大委員会」（以下「拡大委員会」とする。）を校内に置く。「いじめ防止対策委員会」には、下部組織として「いじめ問題対策部会」を置く。

「いじめ防止対策委員会」は校内職員で構成し、常設の委員会とする。

「拡大委員会」は校外から委嘱した委員を含んで構成される組織で、学期1回の開催を原則とする。学校長は、必要がある場合は臨時に招集することができる。

（次ページ「組織図」参照）

(1) 組織図



(2) 役割

ア いじめ防止対策委員会

(ア) いじめ未然防止活動

- ① いじめの未然防止活動（年間基本計画）の立案・検証
- ② 各部署における取組の進捗状況の確認（定期的分析・検証）
- ③ 各部署における取組後の検証（課題と成果の分析・検証・計画の修正）
- ④ いじめ未然防止に関する生徒、保護者及び地域への情報発信

(イ) いじめ早期発見活動

- ① いじめの早期発見活動（年間基本計画）の立案・検証
- ② 各部署における取組の進捗状況の確認（定期的分析・検証）
- ③ 各部署における取組後の検証（課題と成果の分析・検証・計画の修正）
- ④ いじめの早期発見に関する生徒、保護者及び地域への情報発信

(ウ) いじめに対する措置・対応

- ① いじめ事例に関する情報（いじめ問題対策部会からの報告）等について、内容の分析・調査・記録
- ② いじめ事例に関する情報等について対応レベルの判断（いじめ重大事態の判断）
- ③ いじめ事例に対する指導対応策の検討・対応指示
- ④ 保護者・関係機関等との連携対応策の検討・対応指示

イ いじめ防止対策委員会（拡大委員会）

（ア）いじめ未然防止活動

- ① いじめの未然防止活動（年間基本計画）の検証
- ② いじめの未然防止活動（年間基本計画）の進捗状況確認・助言（年3回の検証）
- ③ 取組後の年間検証（課題と成果の検証・計画の修正）
- ④ いじめ防止に関する教職員の意識啓発と情報発信の検証

（イ）いじめ早期発見活動

- ① いじめの早期発見活動（年間基本計画）の検証
- ② いじめの早期発見活動（年間基本計画）の進捗状況確認・助言（年3回の検証）
- ③ 取組後の年間検証（課題と成果の検証・計画の修正）
- ④ いじめの早期発見に関する教職員の意識啓発と情報発信の検証

（ウ）いじめに対する措置・対応

- ① いじめ事例に関する内容分析・助言
- ② いじめ事例に関する情報等についての対応レベルの判断及び対応の検証
- ③ いじめ事例分析に基づくいじめの未然防止策の提言
- ④ いじめ事例の内容に応じた対応策の助言
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携対応策の分析・検証・助言

ウ いじめ問題対策部会

（ア）いじめ未然防止活動

- ① いじめに関する生徒の意識調査（チェックリスト）の作成・実施・分析・検討
- ② いじめの未然防止に関する教職員の意識啓発推進
- ③ 保護者及び警察・医療機関等関係専門機関との連携

（イ）いじめの早期発見

- ① いじめの相談窓口の設置・対応
 - ・受付時間 8時20分～16時50分まで（平日）
 - ・電話番号 0969-23-5533（担当教諭：福島英次）
- ② いじめ（疑い）の事例に関する各部署からの情報等の収集・記録
- ③ いじめ（疑い）に関する情報等について、内部調査・記録
- ④ いじめ（疑い）の事例に対する指導対応策の検討・対応
（場合によっては、「いじめ問題対策委員会」に緊急報告・相談）
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携対応策の企画・検討・対応

4 年間計画

別紙1に定める。

本校では、生徒一人一人の個性の伸長を図りながら、知・徳・体のバランスのとれた人間育成を目指し、各教育活動を行う。職員一人一人が「学校教育は授業が命である」という意識を持ち、人格教育を基盤に据えた授業に真剣に取り組むことにより、生徒との信頼関係を構築して「人間教育」を目指す。また、挨拶・掃除・礼節を職員自らが範を示し、生徒の生活基盤を確立させる。職員は、時機を逃さず、生徒一人一人に「その時、その場での声かけ」を実践し、生徒の魂を揺さぶる指導を全職員で日々実践することで、心豊かな生徒を育成する学校を目指す。

(1) いじめの未然防止の取組の概要

ア 規律正しい生活態度の育成

(ア) あいさつ運動・登校指導

(イ) 整容指導

(ウ) 清掃活動

イ 主体性を重視した授業づくり・集団づくりの推進

(ア) 分かる魅力ある授業づくり

(イ) ワークショップ、アクティブラーニング等能動的な参加型学習づくり

(ウ) 公開授業・研究授業

(エ) 授業評価による授業改善

(オ) ソーシャルスキルトレーニング（SST）の研究・導入

ウ 人権教育の取組の推進

(ア) 生徒理解研修

(イ) 人権教育研修

(ウ) 情報モラル教育（生徒・保護者・学校による三者間ルール作り）

エ 道德教育の推進

(ア) 命を大切にできる心を育てる視点での全教科全領域教育

(イ) 郷土や伝統文化を大切にできる心づくり

(ウ) 心のきずなを深める月間活動

オ 生徒のコミュニケーション能力の育成

(ア) 二者面談の推進（すき間時間活用の面談推進）

(イ) 生徒のストレス調査（心理検査）の研究・導入

カ 体験活動の推進

(ア) 学校間ボランティア活動

(イ) 地域活動ボランティア

キ 自己肯定感（他者から認められる経験）蓄積プログラムの研究・推進

(ア) アセスメントソフトの活用による学級及び個人の関係性の把握

(イ) 自分を語る授業の研究・導入

(2) いじめの早期発見の取組の概要

ア 教職員の「いじめ」に対する観察眼向上

- (ア) ささいな兆候も見逃さない観察眼を身につけるための教職員研修の計画・実施
- (イ) 気になることをすぐに伝えあえる職員間の関係づくり（チームづくり）

イ アンケート調査による早期発見

- (ア) 定期的な「生活アンケート（心のアンケート）」実施
- (イ) アンケート結果の分析・比較・検討

ウ 教育相談活動の充実

- (ア) 教育相談活動の推進
- (イ) スクールカウンセラー（SC）制度の活用・充実
- (ウ) スクールソーシャルワーカー（SSW）制度の活用・充実
- (エ) PTAによる教育相談窓口設置の研究

エ 校内研修の充実

- (ア) いじめの未然防止・早期発見のための年間取組の研修
- (イ) 生徒理解研修
- (ウ) 人権教育研修
- (エ) 生活アンケート分析
- (オ) 情報モラル研修
- (カ) 命の大切さを学ぶ研修（健康教育研修・性教育研修）

オ チェックリストの作成

- (ア) いじめの早期発見を促すためのチェックリストの研究・活用
- (イ) 生徒のいじめに対する意識を調査するためのチェックリストの研究・活用

5 いじめに対する措置

(1) 発見されたいじめ事案への対応

「いじめ問題対策マニュアル」（別紙1）に従って対応する。

(2) いじめ問題対策マニュアルの概要

ア いじめが疑われる場合

(ア) いじめが疑われる状況があった場合は、直ちに情報を生徒指導主事（福島教諭）に集め、状況の把握に努める。

- ① いじめられている本人からの訴え
- ② 他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ③ 教師の発見、気づき
- ④ 地域の人からの通報、報告
- ⑤ いじめアンケート（年3回実施）による把握

(イ) 事実確認

- ① いじめを訴える生徒からの聞き取り
 - ・ 思いを尊重して最後まで傾聴し、その生徒の立場に立って受容的に聞き取る。
 - ・ 事実と周辺情報を区別する。
 - ・ 具体的な事実（誰に、何を、どうされた）や情報（日時・場所・頻度）を収集し、正確に記録・把握する。
- ② いじめをしたとされた生徒、または周辺生徒からの聞き取り
 - ・ 情報源を明かさない。
 - ・ 日常的な二者面談の形で、何かトラブルが起きていないかを聞き出す。
 - ・ 一方的に決めつけた聴き方はせず、生徒の行為を中立の立場で確認する。
 - ・ 事実と周辺情報を区別する。
 - ・ 具体的な事実（誰が、誰に、何を、どうした）や情報（日時・場所・頻度）を収集し、正確に記録・把握する。
 - ・ 感情に走らず冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけない。
 - ・ いじめをしていると思われる生徒には「困っている人がいるので協力してほしい」というスタンスで対応し、継続した行動観察など十分な配慮を行う。
 - ・ いじめをしていると思われる生徒には「いじめをしていないのに叱られた」という不満を残さないように配慮する。

(ウ) 現状と認識の共有化

- ① 生徒指導主事（福島教諭）に集められ、整理できた内容は、直ちに教頭を通じて副校長及び校長に報告する。
- ② 教頭は、いじめ防止対策委員会を招集する。
- ③ いじめ防止対策委員会
 - ・ 生徒指導部をはじめ関係部署（学年部等）に指示し、更に正確な情報の収集に努めさせる。

- ・収集できた事実関係や情報を整理して対応レベルを確認し、具体的な対応策の検討協議を行う。
- ・対応レベル
 - A 担任、学年レベル対応（関係修復で対応可能）
 - B 生徒指導部レベル対応（特別指導対応が必要）
 - C 学校レベル対応（重大事態）
- ・プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応するよう共通理解を図る。

イ いじめ状況の場合

（ア）いじめ防止対策委員会

- ① 情報の収集整理を図り、分析によって明らかになった課題を整理する。
- ② 今後の対応の方針（対応レベル）を決定し、解決への道筋を示す。
- ③ いじめの背景にあるものの本質を検討し、情報共有する。
- ④ 課題に対する具体的な対策を各部署毎に検討するよう指示する。
- ⑤ 各部署で検討した具体策を元に学年会議、または職員会議等レベルに応じた会を開催し、情報を共有するとともに教職員一人一人の役割を明確に示す。
- ⑥ 家庭・地域・関係機関等に報告・連絡・相談を的確に行う。その際窓口は教頭に一本化する。
- ⑦ 学校全体で対応しなければならないレベルの状況であると判断される場合は、校長は、県教育委員会に一報を入れるとともに、臨時に拡大委員会を招集し、具体的な対応策を検討する。

（イ）いじめられている（被害）生徒・保護者への対応

- ① 基本的には担任が窓口となるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、養護教諭、教育相談、スクールカウンセラー、部活動顧問等も対応する。
- ③ 学年部、全職員で共通認識を図り、学校として誠実に対応する。
- ④ 保護者には、いじめの事実関係を正確に伝える。
- ⑤ 学校はいじめられている（被害）生徒を守る、という姿勢を示す。
- ⑥ いじめられている（被害）生徒・保護者との信頼関係を構築する。
- ⑦ 不用意な発言をしない。（いじめに対する基本的認識のズレが問題を複雑にすることを共通認識として持つ。）
 - i 「このくらいはありますよ」等、いじめは重大な人権侵害であるという認識を欠く発言
 - ii いじめられた（被害）生徒への理解・配慮を欠く発言
 - iii 感性の乏しさを問われる発言
 - iv 自己防衛的な発言
 - v 生徒・保護者に共感を示さない発言

(ウ) いじめている（加害）生徒・保護者への対応

- ① 基本的には担任が窓口となるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、学年主任、生徒指導主事、部活動顧問、旧担任等も対応する。
- ③ 保護者には、いじめの事実関係だけを冷静に正確に伝える。
- ④ 事実関係の説明時には、保護者の心情に配慮する。
(怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安等)
- ⑤ 場合によっては、保護者に対して、いじめに対する正しい認識を促す。
- ⑥ 保護者との共通認識「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」
(被害生徒保護者と加害生徒保護者とがトラブルになったり、学校への不信感に発展しないよう、加害生徒保護者の心理状況に配慮しつつも、被害を受けた生徒の心情・状況を理解してもらうことに、細心の注意を払う。)
- ⑦ 加害生徒のいじめた心情の背景にあるものを、共に探るという姿勢を持つ。
- ⑧ 被害生徒との関係修復のために、いじめられた(被害)生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。
- ⑨ 具体的な対処法や今後の生活について指導・助言をし、生徒の立ち直りを目指して協力してもらうよう依頼する。
- ⑩ 専門機関の対応が必要な場合は、SC, SSW, 心療内科等専門機関の情報を提供する。

ウ いじめ状況への組織的対応

(ア) いじめ防止対策委員会（座長：生徒指導主事）

- ① 対策部会から上がってきた情報の分析・整理・記録
- ② 対応レベルの検討
- ③ 被害生徒の状況を把握し、必要な援助措置を指示
- ④ 加害生徒の状況・背景を把握し、具体的な指導対応策の検討、立案、対応指示
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携対応策の検討、対応指示
- ⑥ 具体策を職員会議に諮り、全職員の共通認識の下指導に当たる。

(イ) いじめ防止対策拡大委員会（座長：副校長）

- ① いじめ防止対策委員会の事例の背景分析に関する専門的助言
- ② 対応レベルの判断及び対応策の検証
- ③ 事例の内容に応じた具体的な対応策の検討、助言
- ④ 保護者・関係機関等との連携対応策の検討、分析、助言
- ⑤ 事例が深刻な事態にあたるか否かを検討・判断。該当する場合は、校長を通じて熊本県教育委員会に報告し、支援を受けて一体となって調査等対応する。

(ウ) いじめ問題対策部会（座長：各部主任主事）

- ① 生徒指導部は、加害生徒の背景を探る。
- ② 担任・養護教諭・教育相談は、被害者の聴き取りを進め、背景を確認する。
- ③ 担任・学年主任は、被害者の保護者との窓口となり、情報を共有する。

(エ) いじめられている（被害）生徒への対応

- ① 傾聴を基本とし、被害者の心理的ケアを十分に行う。
- ② 状況に応じてスクールカウンセラー・各種専門機関との連携を図る。
- ③ 具体的な支援内容を示し、安心できる状況づくりに努める。
- ④ 学校は絶対的な味方であることを伝え、本人の了解を得ながら対応を進める。
- ⑤ 安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑥ 交友関係の醸成を心がけ、人間関係構築の支援を行う。
- ⑦ 自己理解を深めさせ、自分の中にある改善点を克服させる。自立の支援。

(オ) いじめられている（被害）生徒保護者への対応

- ① 基本的には担任が窓口となるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、学年主任、養護教諭・教育相談・生徒指導主事、部活動顧問、旧担任等も対応する。
- ③ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な支援と助言を行う。
- ④ 登校に心理的負担感が生じる場合は、いじめの状況に応じて特別の教育的配慮の下、特別の指導計画による学習等対応策を研究する。
- ⑤ 教育上必要があると認められるときは、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

(カ) いじめている（加害）生徒への対応

- ① その場での指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導し、加害生徒も人間的成長を果たせるように働きかける。
- ② 心理的ケアを十分に行い、いじめられていた（被害）生徒の辛さに気づかせる。（状況に応じてスクールカウンセラー・各種専門機関との連携を図る。）
- ③ いじめは絶対にあってはならないことを繰り返し指導する。
- ④ いじめるようになった加害生徒の内面や背景を丁寧に探る。
- ⑤ 正確な事実確認が取れるまでは、一方的に決めつけない。
- ⑥ 本人の不満・不安等の訴えを受容的態度で十分に聴く。
- ⑦ 課題解決のための援助を行う。いじめエネルギーの善用を図る。
- ⑧ 奉仕活動、社会体験等を通して、本人の自己有用感を高めさせる。
- ⑨ 成長に向かって支援するために、生徒と職員の信頼を築く。

(キ) いじめている（加害）生徒保護者への対応

- ① 対応窓口は担任がつとめるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、学年主任、生徒指導主事、部活動顧問、旧担任等も対応する。
- ③ 事実関係聴取後は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者との関係を構築する。

- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑤ 教育上必要があると認められるときは、生徒に対して、適切に懲戒を加える。
- ⑥ 懲戒を加えるにあたっては、主観的な感情に任せて行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(ク) 周囲の生徒集団（観衆、傍聴者、全校生徒）への対応

- ① いじめは周囲の生徒たちも無関心を装うことで間接的にいじめに加担していることを教え、いじめを未然に防ぐ集団に育て上げる。
- ② 当事者の了解を得て、関係者やクラスに具体的事実を伝え、自分たちが果たすべき役割を話し合わせる。
- ③ いじめられた（被害）生徒の辛さに共感させ、いじめた（加害）生徒も学級集団に受容的に取り込むよう働きかける。
- ④ 傍観していることの意味を自省さえ、全生徒に人権意識を芽生えさせる。
- ⑤ 直接いじめを止めることだけが行動ではなく、誰かに知らせることも勇気ある行動だというメッセージを伝える。
- ⑥ 傍観や無関心という意識を転換さえ、友情を基盤とする学級・学年集団を作る。
- ⑦ はやしたてる行為は、いじめに加担し同調する行為であることを理解させる。
- ⑧ 生徒会が中心となり、学級での協議を積み上げさせて全体での合意を図り「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせる。
- ⑨ 職員が意図的・継続的に学級に働きかけ、「寛厚」の精神を行き渡らせる。

(ケ) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等は、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
(名譽毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発進停止を求めたり、情報を削除したりできる。警察の生活安全課等を通じて、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。)
- ② 必要に応じて警察、法務局又は地方法務局に協力を求める。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 県教育委員会等と連携して学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ⑤ 法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付など、関係機関の取り組みについても周知し、生徒が悩みを抱え込まないよう配慮する。
- ⑥ SNSや携帯電話のメールを利用したいじめ防止については、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても研修会等で理解を求めていく。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目など、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等にあたる。

(2) 重大事態が発生した場合

学校は、重大事態が発生した場合、県教育委員会へ事態発生について報告するとともに、学校ではいじめ問題対策部会及びいじめ問題対策委員会を開き、速やかに調査等の措置を講ずる。

(3) 調査を行うための組織の取組

ア 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。

イ いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。

- ウ 生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- エ 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- オ 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

(4) 事実関係を明確にするための調査

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、事実関係を明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- (ア) いじめられた生徒の事情や心情に配慮しながら、直接、複数体制で聴き取る。
- (イ) 周辺生徒や教職員に対しては、質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- (ウ) いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
(例：質問票を使用することで個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。
- (エ) 調査後は、上がってきた事実関係を時系列で整理して、分析・確認する。
- (オ) いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- (ア) 入院等により聴き取りが不可能な場合は、当該保護者から意見を聴取する。
- (イ) 調査に際しては、当該保護者と今後の調査要望・方針についても協議する。

ウ いじめられた生徒の自死という事態が起こった場合

- (ア) その後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。
- (イ) 調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら慎重に聴き取りを行う。
- (ウ) いじめが自死の要因として疑われる場合、背景調査は、法第28条第1項に定める調査として対応する。（「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議参照）

エ いじめた生徒への聴き取りをする場合

- (ア) いじめた生徒への聴き取りは、決して急がず、いじめた生徒の人権にも配慮し、いじめに至った事情や心情を聴き取るとともに、生徒の周囲の状況や環境、時間的経緯を詳細に聴取する。
- (イ) いじめた生徒には、その行為が人権侵害にもなり、不正義で人間として恥ずべき愚かな行為であることを認識させる。
- (ウ) 指導や懲戒にもかかわらず、悪質ないじめや暴力などの反社会的行動をとる生徒に対しては、状況に応じて、別室指導等の指導も行う。
- (エ) いじめた生徒の保護者に対しても、理解と協力を求めて働きかける。

(5) その他留意事項

ア 事実に基づかない風評防止

- (ア) 重大事態が発生した場合、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることをあらかじめ想定しておく。
- (イ) 学校は、熊本県教育委員会に専門家等の派遣を要請し、生徒や保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- (ウ) 学校は、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に、情報を適切に提供する責任
(学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係〈いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか〉について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、説明できるように努める。)
- (イ) 情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告する。
- (ウ) 情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- (エ) 個人情報保護を楯に、いたずらに説明を怠るようなことがないようにする。
- (オ) 質問紙調査の調査にあたっては、実施前に、調査対象となる生徒やその保護者に「説明実施により得られた結果は、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があること」をあらかじめ説明する。

ウ 調査結果の報告

調査結果については、学校は県教育委員会に報告する。